

農業委員会総会議事録

第3回農業委員会

1. 開会日時 令和2年7月27日（月）午前9時45分
2. 閉会日時 令和2年7月27日（月）午前11時23分
3. 場 所 豊山町役場 3階 会議室3・4

4. 出席者

委員（全16人中16人出席）

出席者	1 番	鈴木康由	9 番	河村賢治
	2 番	筒井直樹	10 番	坪井保夫
	3 番	小出尚武	11 番	坪井兼俊
	4 番	石黒 優	12 番	坪井佳雅理
	5 番	戸田克之	13 番	柴田祥一
	6 番	水野 満	14 番	岡島義広
	7 番	池山春雄	15 番	安藤茂市
	8 番	高柳由宗	16 番	坪井善樹
欠席者	なし			

町当局

産業建設部長 堀尾 政美

事務局 3 名

事務局長 早川 建設課長
事務局員 富田 主任
霜越 主任

5. 会議日程

- (1) 辞令交付
- (2) 町長挨拶
- (3) 事務局職員紹介
- (4) 協議事項
 - ①仮議長の指名について
 - ②会長の選出について
 - ③会長職務代理者の選出について
 - ④議席の決定について
 - ⑤議事録署名者指名
 - ⑥西春日井地区農業改良推進協議会委員の選出について
 - ⑦農業委員の職務・年間予定等について
- (5) 報告事項
 - ①農地法第3条届出受理状況について
 - ②農地法第4条届出受理状況について
 - ③農地法第5条届出受理状況について
 - ④「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」に対する意見募集結果について
- (6) 依頼事項
 - ①令和2年度農業委員会委員・職員等研修会について
 - ②農地パトロールについて
- (7) その他
 - ①農地法第5条一時転用許可について

6. 配布資料

- ①農業委員会名簿
- ②資料1 豊山町農業委員会年間事業予定表
- ③資料2 豊山町農業委員会の会議に関する規則
- ④資料3 豊山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
- ⑤資料4 農業委員会法第6条1項に基づく法令業務
- ⑥資料5 農地法3条、4条、5条のあらまし

- ⑦資料 6 農地法第 3 条届出の受理状況について
- ⑧資料 7 農地法第 4 条届出の受理状況について
- ⑨資料 8 農地法第 5 条届出の受理状況について
- ⑩資料 9 「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」に対する意見募集結果について
- ⑪資料 1 0 令和 2 年度農業委員会職員等研修会について
- ⑫資料 1 1 農地パトロールについて
- ⑬資料 1 2 農地法第 5 条一時転用許可について
- ⑭資料 1 3 豊山町農業委員会ホームページ
- ⑮令和 2 年度全国農業新聞発行スケジュール

7. 議事内容

【開会】

事務局長

それでは農業委員会総会を開催いたします。私は、農業委員会の事務局長を務めます建設課長の早川です。よろしくお願いします。まず始めに、事務局職員の自己紹介をいたします。（部長以下紹介）

では、これから本日の協議事項に移りたいと思いますが、その前に配布物の確認をいたします。お手元に配布物の一覧表がありますので、そちらをご覧ください。資料は、本日配布したもののみとなります。名簿につきましては、個人情報との関係がありますので、皆様のご承認の後に、配布したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

事務局長

それでは、名簿を配布します。

～事務局員名簿配布～

事務局長

行き渡りましたでしょうか。それでは、順に配布物の説明をいたします。

～配布資料一覧表に基づき説明～

事務局長

以上でございますが、不足等はありませんでしょうか。

なお、新委員分の農業委員手帳も準備しておりますが、身分証明書に写真を貼ってからお渡ししたいと思いますので、会議終了後に写真を撮らせていただき、次回の総会にてお渡ししますのでよろしくお願いします。

それでは、総会に入りたいと思います。本日は、改選後初めての総会ですので、議事を運営する会長が決まっておりません。会長が選出されるまでの間の仮議長につきましては、地方自治法第107条の規定を準用しまして年長の委員にお願いしたいと思います。恐縮ですが、小出尚武委員に仮議長をお願いしたいと思います。

【出席人数確認】

仮議長

ただ今、私が年長者ということで、仮議長に指名をいただきました。会長が選ばれるまで、皆様のご協力を賜りますようお願いいたします。

本日の欠席者はありません。全員出席ですので豊山町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、協議事項の（２）会長選出について事務局から説明を求めます。

事務局長

会長選出方法についてご説明します。会長の選出は、農業委員会等に関する法律第5条の規定により、委員の互選によって決められるこ

とになっていますが、地方自治法第118条の規定により指名推薦の方法によることも差し支えないとなっています。豊山町農業委員会においては、従来から選考委員による指名推薦の方法で選出していただいております。よろしくお願いします。

仮議長

ただ今、会長の選出方法について説明がございました。選出方法についてご意見をお願いします。

A委員

従来からの選考委員の指名推薦による選出方法でよいと思います。

仮議長

ただ今、坪井保夫委員より、選考委員による指名推薦の方法で選出することが提案されました。ご異議ございませんでしょうか。指名推薦による選出に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

仮議長

全員賛成ですので、指名推薦による選出をお願いします。選考委員の選出委員を西之町、名栗、大門を一つの地区としてお一人、伊勢山、中之町、新田を一つの地区としてお一人、下青山、中稲を一つの地区としてお一人、九十野、上西、上東を一つの地区としてお一人、坪井佳雅理委員から坪井善樹委員までのお一人、を選出していただき、合計5名の皆様でお願いします。

では各地区で相談されて選考委員の選出をよろしくお願いします。

選出された選考委員の方は、別室（会議室5）で協議をお願いします。

ここで、選考委員の選出と会長の選考の間、暫時休憩といたします。休憩後、選考委員の代表から発表をお願いします。

～休憩～

仮議長

休憩を閉じ、再開いたします。選考委員会での協議結果について、代表の方より報告をお願いします。

A委員

私が、選考委員の代表に選ばれましたので、選考委員会を代表して報告させていただきます。

会長には、安藤茂市委員を推薦します。

仮議長

選考委員代表より、安藤茂市委員の推薦がありましたが、これにご異議ございませんか。賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

仮議長

全員賛成頂きましたので会長は、安藤茂市委員と決定いたします。

それでは、新農業委員会長よりごあいさつをいただき、仮議長の座を降りさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局長

それでは、安藤茂市委員、会長席に移動をお願いします。

安藤会長

ただ今、農業委員会の会長ということでご指名をいただき、ありがとうございました。農業を取り巻く状況は厳しい中ではありますが、豊山町の農業の維持、また農地の保全に取り組んでいきますので、委員の皆さんのご協力を得ながら進めさせていただきますのでご支援をお願いします。

安藤会長

それでは、続いて（３）会長職務代理者の選出についてお諮りいたします。

選出方法につきましては、先の会長選出と同じ方法による指名推薦の方法で、選考委員より選出していただきたいと思います。賛成委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

安藤会長

全員賛成を頂きました。では選考委員は、会長選出と同じ委員にてお願いいたします。

ここで選考のため暫時休憩いたします。

選考につきましては、別室でお願いいたします。

～休憩～

安藤会長

休憩を閉じ、再開いたします。選考委員会での協議結果について、代表の方より報告をお願いします。

A委員

それでは、選考委員を代表して報告させていただきます。会長職務代理者には坪井善樹委員を推薦いたします。

安藤会長

ただ今、選考委員代表より、会長職務代理者に坪井善樹委員の推薦がありました。これにご異議ございませんか。賛成委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

安藤会長

全員賛成であります。よって会長職務代理者には坪井善樹委員と決定いたします。

新会長職務代理者には、こちらの席にお移りいただき、ごあいさつをお願いします。

坪井職務代理者

会長職務代理者に指名されました坪井です。なにぶん初めての経験ですので、皆様のご協力を賜りたいと思います。よろしくお願いします。

安藤会長

次に（４）議席の決定についてですが、議席については、農業委員会の会議に関する規則第５条の規定で会長が議席を定めることとされています。ただ今、着席の所は、仮議席であります。そのまま、本議席と決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

安藤会長

異議なしと認めます。それでは、ただ今の席を本議席と決定いたします。

【議事録署名者指名】

安藤会長

続きまして、（５）議事録署名委員を指名させていただきます。議席番号１番鈴木康由委員、議席番号２番筒井直樹委員の２人を指名します。ご了承願います。

それでは、次に西春日井地区農業改良推進協議会委員の選出についてお諮りいたします。事務局より説明を求めます。

事務局長

西春日井地区農業改良推進協議会は、西春日井地区の農業改良を円滑に推進するための組織であります。町から2名選出することになっております。委員の役割は、総会、研修会の参加等であります。従来、委員は、会長と職務代理者となっておりますので、今回も従来同様、会長と職務代理者をお願いしたいと思いますが、よろしく協議をお願いいたします。

安藤会長

事務局の説明のとおり、会長と職務代理者を委員とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

安藤会長

異議なしと認めます。では、西春日井地区農業改良推進協議会委員は、会長の私と職務代理者の坪井委員に決定いたします。

次に農業委員の職務・年間予定等について、事務局から説明を求めます。

事務局

それでは、農業委員の職務と年間予定等について、ご説明します。

(資料1～5に基づき説明)

安藤会長

農業委員の職務・年間予定等についての説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

B委員

1月28日午後開催は、何時からでしょうか。

事務局員

午後３時を予定しております。総会が近くなりましたら、開催通知でご連絡をします。

C委員

議決案件は委員から提案することはありませんか。

事務局員

提案があり検討した結果、議案として上程する場合はあるかと思えます。

安藤会長

質問等ありませんので、議案に入ります。

【報告事項】

安藤会長

それでは、報告事項の農地法第３条、４条、５条の届出の受理状況について事務局の説明を求めます。

事務局員

はい、それではまず始めに３条届出です。３条届出は、相続等による農地の権利移動の届出です。

【資料６ 農地法第３条届出受理状況朗読】

次に、農地法第４条の届出受理状況について、説明します。

４条届出は、市街化区域内の権利移動を伴わない転用の届出です。

【資料７ 農地法第４条届出受理状況朗読】

次に、農地法第５条の届出受理状況について、説明します。

5 条届出は、市街化区域内の権利移動を伴う転用の届出です。

【資料 8 農地法第 5 条届出受理状況朗読】

以上で、届出受理状況の説明を終わります。

安藤会長

農地法第 3 条、4 条、第 5 条の届出受理状況についての報告が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

D 委員

地目は、こういった基準で記載されていますか。

事務局員

地目は、登記簿上の地目とカッコ書きの地目は事務局で現況を確認した結果を記載しております。

C 委員

始末書をつける場合はどのようなときでしょうか。

事務局員

地目が田や畑である農地であるのに、現況がそれ以外のものであった場合に添付いただきます。

安藤会長

質問等ありませんので、報告事項の農地法第 3 条、4 条、5 条の届出受理状況についての報告を終了いたします。

安藤会長

続きまして、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和 2 年度活動計画」に対する意見募集結果について、事務局の説明を求めます。

事務局員

この点検・評価と活動計画は、平成21年12月の農地法の改正に伴い、事務の透明性や目標を持った活動の実施を図るため、農業委員会が策定するもので、概ね1ヶ月公表し、意見募集を行い、意見反映をした上で策定するものです。第1回農業委員会でお示しし、了承を得ましたので、令和2年5月29日から6月29日にホームページ上で意見募集を行いました。その結果、募集期間中に意見はありませんでした。

安藤会長

以上で、点検・評価及び活動計画の説明を終わります。

点検・評価及び活動計画についての報告が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

安藤会長

質問等ありませんので、報告事項の点検・評価及び活動計画についての報告を終了いたします。

【依頼事項】

安藤会長

続いて依頼事項の「令和2年度農業委員会委員・職員等研修会について」、事務局の説明を求めます。

事務局員

【資料10に基づき説明】

安藤会長

「令和2年度農業委員会委員・職員等研修会について」の説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

D委員

新型コロナウイルスの影響下において、マイクロバスで研修会場に行くことは心配です。検討をお願いします。

事務局員

参加するかも含めて、検討させていただきます。

安藤会長

質問等ありませんので、「令和2年度農業委員会委員・職員等研修会について」は終了いたします。

安藤会長

続いて、「農地パトロール」について 事務局から説明を求めます。

事務局員

はい、それでは農地パトロールについて、ご説明します。資料11をご確認ください。

今年度は、8月に実施します。大変暑い時期ではございますが、体に無理をせずパトロールをお願いします。

【資料朗読】

以上で説明を終わります。

安藤会長

「農地パトロール」の説明が終わりました。
ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

D委員

遊休農地と耕作放棄地の明確の区分けはありますか。

事務局員

豊山町においては、遊休農地はありませんのでパトロール結果は耕作放棄地のみになるかと思います。

E委員

畑や田んぼと見分けがつかない場合はどうすればよいか。

事務局員

パトロールの結果、疑念が生じる箇所は印していただければと思います。

安藤会長

質問等ありませんので、依頼事項を終了いたします。

【その他】

安藤会長

続いて、その他に入ります。

農地法第5条一時転用許可について、事務局の説明を求めます。

事務局員

農地法第5条一時転用許可について、前農業委員より新農業委員へ引き継ぎ事項がありますので、報告させていただきます。

【農地法第5条一時転用許可について説明】

安藤会長

農地法第5条一時転用許可についての報告等が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

安藤会長

質問等ありませんので、農地法第5条一時転用許可についての報告を終了いたします。

以上で、用意された議題等は全て終了しました。委員の皆様、全体を通して質問等ありましたらお願いします。

『委員からの発言なし』

【閉 会】

安藤会長

質問等ございませんので、以上で、本日の農業委員会総会の全ての日程を終えましたので、終了とさせていただきます。

事務局からその他、何かありますか。

8. その他連絡事項

事務局

（事務局からの事務連絡等は以下のとおり）

（1）次回の会議について、以下のとおり案内。

日時：令和2年8月28日（金）午前9：30開始

場所：役場2階 会議室1

資料：8月17日頃郵送予定。

（2）農業委員会ホームページについて説明。

（3）全国農業新聞について説明。

（4）個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨案内。

（午前11時23分終了）

9. 農地転用件数

6月農地転用件数					農地転用累計			
農地法適用条項		件数	面積㎡	地区	農地法適用条項		件数	面積㎡
3条	許可	0	0.00	青山	3条	許可	1	339.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	6	8,202.00
		1	131.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	1	168.00	青山		届出	4	1,423.00
		0	0.00	豊場				
5条	許可	0	0.00	青山	5条	許可	3	3,958.00
		0	0.00	豊場				
	届出	3	1,072.00	青山		届出	12	3,675.00
		4	1,073.00	豊場				

※ 累計については令和2年1月～令和2年12月（再申請分を含む）

議事録署名人 （会長及び出席委員2名）

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政係の窓口で縦覧することができます。